

貸して増やすサービス約款

第1条（本約款の適用）

本約款は、株式会社ビットポイントジャパン（以下「当社」といいます。）が提供する貸して増やすサービス（当社とお客様との間で行う暗号資産貸借取引を指し、以下「本サービス」といいます。）に関して、当社とお客様との間において締結される個別契約に共通して適用されるものとします。

- 2 本約款及び個別契約（以下、総称して「本約款等」といいます。）に定めのない事項については、「ビットポイントサービス利用総合約款」の定めに従うものとします。また、本約款と個別契約の規定が異なるときは、個別契約の規定が本約款の規定に優先して適用されるものとします。
- 3 お客様は、本サービスのご利用に関し、本約款等、サービス説明書及び当社ウェブサイト上の取引ルール等を熟読し、暗号資産貸借取引の仕組みやリスクを十分に理解した上で、お客様ご自身の判断と責任において本サービスの利用を申し込むものとします。

第2条（定義）

本約款における用語の定義は、以下のとおりとします。

（1）対象暗号資産

暗号資産貸借取引の対象となる種類の暗号資産として、当社が指定する暗号資産をいいます。

（2）暗号資産貸借取引

お客様が、当社に暗号資産を貸し出し、当社がお客様に対して、借り受けた対象暗号資産と同量の対象暗号資産（以下「代替物」といいます。）を返還する消費貸借取引をいいます。

（3）募集要項

個別の暗号資産貸借取引にかかる条件を定めた要項をいいます。

（4）個別契約

個別の暗号資産貸借取引に関して、本約款及び募集要項並びにお申し込み内容に基づいて当社とお客様との間において締結される契約をいいます。

（5）営業日

日本において銀行が営業している日（銀行営業日）をいいます。

（6）貸借期間

個別契約の契約期間であり、個別契約に定める貸借期間の開始日から終了日までの期

間をいいます。なお、終了日の翌日が営業日でない場合にも、貸借期間は個別契約に定める貸借期間の終了日に終了し、決済は、翌営業日に行います。

(7) 決済日

個別契約に定める貸借期間終了日の翌営業日をいいます。

(8) 貸借数量

個別契約に定める当社がお客様から借り受ける対象暗号資産の数量をいいます。

(9) 貸借料率

個別契約に定める貸借料の算定に用いる料率をいいます。

(10) 貸借料

暗号資産貸借取引に関して当社がお客様に対して支払う暗号資産取引の対価で、貸借期間に対し、1年を365日として、日割りで貸借料を計算します。なお、当社が定める最小取引単位未満は切り捨てます。

(11) 自動更新

返還された代替物及び貸借料を新たな元本として、初回の個別契約と同じ期間で自動的に再貸出することをいいます。

自動更新時の貸借料率は、当社ウェブサイト上に提示する自動更新用の募集契約条件に従うものとします。

第3条（申込み）

当社は、当社ウェブサイト上において募集要項を公表した上で、個別契約の締結を希望するお客様からの申込みを受け付けます。但し、お客様が当社で開設した総合口座（以下「取引口座」といいます）において、当社サービスの全部又は一部の利用が停止されている場合は申し込みできません。

2 お客様は、個別契約の締結を希望する場合、本約款等をよく読みこれらに同意した上で、当社の定める方法で申し込むものとします。申込みをされた場合、申込期限の3営業日前までは当該申込を取り消すことができますが、申込期限の2営業日前以降は、当該申込の取消、申込数量の減少はできないものとします。

3 当社は、抽選、又は先着順の方法により、個別契約締結の申込みに対し承諾する対象を決定する場合があります。なお、抽選の方法による場合で抽選を公平に執行することができない事由があると当社が判断した場合、又は第6項各号に定める事情が発生した場合には、事前に予告することなく、申込みの受付の全部又は一部の停止若しくは中止その他の合理的な措置を講じることがあります。

4 当社は、申込みについて審査を行うことがあります。当社は第3項に定める抽選の内容及び抽選結果、審査の内容、結果、申込みをお断わりした理由その他申込みの受付及び審査に関する内容をお客様に通知し、又は開示する義務を負いません。

- 5 当社は、申込みを承諾する場合は、お客様に対して承諾の通知を行います。当該通知をお客様が受領された時点で個別契約が成立します。同時点以降は、お客様は本約款等に定める場合のほか、個別契約を解約することはできません。なお、お客様が有効に申込みをされた場合にも、当社は承諾の義務を負いません。
- 6 当社は、以下の各号に定める事情が発生した場合は、既にされた申込みの取消、申込みの受付の全部又は一部の停止若しくは中止、申込みに対する不承諾、又は個別契約の解約その他の合理的な措置を講じることがあります。本項に定める措置を講じたことによりお客様に生じる損害について当社は一切責任を負いません。
 - (1) 当社が対象暗号資産の取扱いを中止した場合
 - (2) 貸借数量及び貸借料相当の対象暗号資産を入手することが不能又は著しく困難となった場合
 - (3) 対象暗号資産の取引価格が著しく変動した場合
 - (4) お客様の保護のために必要であると当社が判断した場合
 - (5) 前各号のほか当社が暗号資産貸借取引を行うことが不相当であると判断した場合

第4条（暗号資産貸借取引の実行及び返還）

お客様が当社に貸し付ける対象暗号資産、貸借料その他暗号資産取引に関する対象暗号資産及び金銭の授受は、すべて取引口座と当社の口座との間において行うものとします。

- 2 お客様は、貸借期間開始日の前日又は当社が別途指定する日までに、個別契約に定める貸借数量分以上の対象暗号資産を取引口座に送付しておくものとします。
- 3 当社が借り受ける対象暗号資産の単位は、別途定めるとおりとします。
- 4 当社は、個別契約に定める貸借数量分の対象暗号資産を取引口座から当社の口座に送付する方法により暗号資産貸借取引を実行します。当該実行により、貸借期間が開始するものとします。なお、実行時における取引口座の対象暗号資産の残高が貸借数量に満たない場合は、お客様のお申込みの全額について暗号資産貸借取引は実行されず、個別契約は自動的に解除されるものとします。
- 5 当社は、原則として決済日（16時00分以降とします。）に、代替物を取引口座に送付する方法でお客様に返還します。

但し、自動更新を申し出ており、貸借期間終了日の翌日が土日祝日の場合は、貸借期間終了日の翌日に返還したものとして自動更新します。

なお、募集要項に定めがある場合には、同定めに従い、対象暗号資産とは異なる種類の暗号資産の一定数量で返還するものとします。

- 6 前項の定めにかかわらず、当社は、お客様に対して事前に通知することにより、貸借期間の終了日前に、個別契約を解約し、借り受けた対象暗号資産の全部又は一部を返還

することができるものとします。この場合は、実際に返還した日の前営業日を貸借期間終了日として取り扱い（貸借料も同日までの発生とします。）、かかる取扱いによりお客様に生じる損害について当社は一切責任を負いません。

第5条（貸借料）

当社は、原則として決済日に、当社が借り受けた対象暗号資産と同一の暗号資産により、取引口座に送付する方法で一括して貸借料を支払います。但し、自動更新の設定をしており、貸借期間終了日の翌日が土日祝日の場合は、貸借期間終了日の翌日に貸借料を支払ったものとして、第6条3項但書に従い、自動更新されるものとします。

- 2 貸借料にかかる消費税相当額（課税対象に該当する場合は、前項の貸借料とともに、対象暗号資産建てで支払います。
- 3 前2項の定めに関わらず、募集要項に定めがある場合には、同定めに従い、対象暗号資産とは異なる種類の暗号資産により貸借料及び消費税相当額を支払うものとします。

第6条（自動更新）

個別契約の自動更新をご希望のお客様は、個別契約の申込時、貸出期間中に設定するものとします。

- 2 前項の申出を行ったお客様は、当社所定の期日までに個別契約を更新しない旨の設定がない場合、自動的に同様の契約期間を更新するものとし、以降も同様とします。（但し、当社都合により自動更新しない場合があります。）
- 3 自動更新の契約開始日は原則として決済日とします。但し、貸借期間終了日の翌日が当社の土日祝日にあたる場合は、貸借期間終了日の翌日に代替物及び貸借料の返還・支払いがあったものとして、これらの合計額を更新後の元本として、同日に再貸出するものとします。

第7条（同意事項）

お客様は、本サービスのご利用に関して、以下の各号に定める事項に同意するものとします。

- (1) 本サービスは預金に類似する商品ではなく、また預金保険の対象にもならないこと。
- (2) 本サービスによる暗号資産の貸借に関して、当社が担保を差し入れないこと。
- (3) 暗号資産貸借取引は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づく暗号資産交換業に該当するものではなく、お客様が当社に対して貸し付ける暗号資産は、同法に基づく分別管理の対象とはならないこと。

- いこと。
- (4) お客様は、お客様が当社に対して貸し付けた暗号資産について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有しないこと。
 - (5) 当社が破綻（破産、会社更生、民事再生、特別清算等）した場合は、お客様が当社に対して貸し付けた暗号資産が返還されない場合があること。
 - (6) 貸借期間の開始日及び終了日における対象暗号資産の取引価格が変動した場合においても、当社の義務は、本約款等に従って代替物を返還すること及び貸借料を支払うことに限られ、対象暗号資産の価格変動に伴うリスクはお客様が負担すること。

第8条（貸出条件の変更）

当社は、天災地変、経済事情の激変、暗号資産に関する基本的事項の変更その他のやむを得ない事由がある場合には、貸借契約の期間中においても、貸出条件を変更（貸借料率及び貸借期間の変更、円貨による返還への変更を含みます。）することができるものとします。

- 2 前項に定める取り扱いに従い貸出条件を変更したことによって生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

第9条（ハードフォーク等）

貸借期間中において、対象暗号資産についてハードフォーク（「ビットポイントサービス利用総合約款」に定める「暗号資産の分岐」を指します。）が行われた場合でも、当社は対象暗号資産の追加借入れ、追加返還、ハードフォークにより発生した新種の暗号資産の引渡その他の義務を負わず、対象暗号資産及び貸借料を本約款に従い、個別契約に定める時期に返還する義務を負担するに留まるものとします。

- 2 ユーザーに対し、トークンが無償で配布される等の場合（いわゆる「エアドロップ（Air Drop）」を指します。）について原則として当社は、前項のハードフォークと同様の対応を行うものとします。
- 3 貸借期間中において、当社が対象暗号資産の取引を中止した場合又は貸借数量若しくは貸借料相当の対象暗号資産を入手することが不能又は著しく困難となった場合、当社は、対象暗号資産の返還及び貸借料の支払の全部又は一部を、当該対象暗号資産の返還及び貸借料の支払に代えて、当該貸借期間終了日における対象暗号資産の当社の取引価格（当社の買値）により円換算した額をお客様に支払うことができるものとします。この場合、当社のお客様に対する対象暗号資産による元本の返還義務及び貸借料の支払義務は消滅するものとします。
- 4 前二項に定める取り扱いによりお客様に生じる損害について、当社は一切責任を負い

ません。

第10条（中途解約）

お客様は、お客様の死亡、破産手続き開始の決定その他のやむを得ない事由が発生し、かつ、当社が認めた場合を除き、個別契約を中途解約することはできません。

- 2 中途解約する場合、お客様は貸して増やすサービス説明書に定める手数料を当社に支払うものとします。
- 3 お客様が中途解約した対象暗号資産に対する貸借料は、支払いません。
- 4 解約は、当社がお客様の中途解約のお申込みを確認し、第2項の手数を申受けた時をもって成立します。
- 5 当社は、解約成立日の翌日から起算して5営業日以内に、代替物を取引口座に返還します。この場合、返還する数量は第2項に定める手数料を控除した後の数量とします。

第11条（中途売却）

お客様は、個別契約の存続中、対象暗号資産を売却又は送付することはできません。

第12条（譲渡、質入れ等の禁止）

お客様は、本約款等に基づく地位若しくは当社に対する権利を第三者に譲渡又は質入れその他の担保権を設定することはできません。

第13条（取引履歴）

お客様は、本サービスによる暗号資産の貸出状況について、お客様の取引口座の取引画面から確認することができるものとします。

第14条（免責事項）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令等の制定・改廃、公権力の命令処分及びその他当社の責に帰すことのできない事由による損害については、当社は責任を負いません。

第15条（本約款の変更）

本約款は、当社が必要と認める事由が生じた場合、「ビットポイントサービス利用使

用総合約款」の定めに従い、変更されることがあります。

附則

2020年11月26日制定

2021年8月23日改訂

2022年4月7日改訂